

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 7 月 27 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500529号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600057号

## 第1 結論

昭和32年4月1日から昭和33年7月1日までの期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和33年7月1日から昭和35年11月1日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和35年11月1日から昭和36年9月1日までの期間について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和36年9月1日から同年11月6日までの期間について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年5月1日から同年6月6日までの期間について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年8月30日から同年10月4日までの期間について、請求者のF社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和38年2月22日から同年10月1日までの期間について、請求者のG社(現在は、H社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和38年10月1日から昭和39年7月1日までの期間について、請求者のI社(昭和40年4月15日にJ社に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和40年7月30日から昭和41年11月10日までの期間について、請求者のK社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和42年3月3日から昭和43年8月1日までの期間について、請求者のL社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和43年8月1日から昭和45年8月1日までの期間について、請求者のM社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年8月1日から昭和46年8月1日までの期間について、請求者のN社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和47年12月26日から昭和48年8月1日までの期間について、請求者のO社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和49年2月1日から昭和53年7月1日までの期間について、請求者のP社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年7月1日から同年12月1日までの期間について、請求者のQ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和53年12月1日から昭和54年2月17日までの期間について、請求者のR社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和54年4月1日から同年6月1日までの期間について、請求者のS社における厚生年金

保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 55 年 2 月 26 日から昭和 56 年 4 月 26 日までの期間について、請求者の S 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 59 年 3 月 11 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の T 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 6 月 1 日までの期間について、請求者の U 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 61 年 6 月 1 日から昭和 62 年 7 月 1 日までの期間について、請求者の V 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 62 年 7 月 1 日から平成 3 年 1 月 24 日までの期間について、請求者の W 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から昭和 33 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 7 月 1 日から昭和 35 年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 11 月 1 日から昭和 36 年 9 月 1 日まで  
④ 昭和 36 年 9 月 1 日から同年 11 月 6 日まで  
⑤ 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 6 月 6 日まで  
⑥ 昭和 37 年 8 月 30 日から同年 10 月 4 日まで  
⑦ 昭和 38 年 2 月 22 日から同年 10 月 1 日まで  
⑧ 昭和 38 年 10 月 1 日から昭和 39 年 7 月 1 日まで  
⑨ 昭和 40 年 7 月 30 日から昭和 41 年 11 月 10 日まで  
⑩ 昭和 42 年 3 月 3 日から昭和 43 年 8 月 1 日まで  
⑪ 昭和 43 年 8 月 1 日から昭和 45 年 8 月 1 日まで  
⑫ 昭和 45 年 8 月 1 日から昭和 46 年 8 月 1 日まで  
⑬ 昭和 47 年 12 月 26 日から昭和 48 年 8 月 1 日まで  
⑭ 昭和 49 年 2 月 1 日から昭和 53 年 7 月 1 日まで  
⑮ 昭和 53 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで  
⑯ 昭和 53 年 12 月 1 日から昭和 54 年 2 月 17 日まで  
⑰ 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで  
⑱ 昭和 55 年 2 月 26 日から昭和 56 年 4 月 26 日まで

- ⑱ 昭和 59 年 3 月 11 日から昭和 60 年 4 月 1 日まで
- ⑳ 昭和 60 年 4 月 1 日から昭和 61 年 6 月 1 日まで
- ㉑ 昭和 61 年 6 月 1 日から昭和 62 年 7 月 1 日まで
- ㉒ 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 3 年 1 月 24 日まで

私は、請求期間について、以下のとおり勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間①については、A社B支店に勤務し、X業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者記録となっていない。

請求期間②については、C社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間③については、D社に勤務し、営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間④については、E社に昭和 36 年 9 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、同年 11 月 6 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑤については、F社に昭和 37 年 5 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、同年 6 月 6 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑥については、F社を昭和 37 年 10 月 3 日に退職したので、被保険者資格の喪失日は同年 10 月 4 日になるはずだが、同年 8 月 30 日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑦については、G社を昭和 38 年 9 月 30 日に退職したので、被保険者資格の喪失日は同年 10 月 1 日になるはずだが、同年 2 月 22 日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑧については、I社に昭和 38 年 10 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、昭和 39 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑨については、K社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑩については、L社に勤務し、Y業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑪については、M社に勤務し、営業部課長として、Z業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑫については、N社に昭和 45 年 8 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、昭和 46 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑬については、O社に昭和 47 年 12 月 26 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、昭和 48 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑭については、P社に勤務し、a業務に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑮については、Q社に勤務し、b業務等の営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑯については、R社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑰については、S社に昭和 54 年 4 月 1 日に入社したが、厚生年金保険の記録では、

同年6月1日に被保険者資格を取得した記録となっている。

請求期間⑧については、S社を昭和56年4月25日に退職したので、被保険者資格の喪失日は同年4月26日になるはずだが、昭和55年2月26日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑨については、T社を昭和60年3月31日に退職したので、被保険者資格の喪失日は同年4月1日になるはずだが、昭和59年3月11日に資格喪失した記録となっている。

請求期間⑩については、U社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑪については、V社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間⑫については、W社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は当該期間においてA社B支店に勤務したと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社B支店は、昭和37年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、商業登記簿謄本では、A社は昭和36年1月24日に成立していることが確認できる。

また、A社B支店は、昭和37年4月30日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について照会することができない。

さらに、請求者が記憶している複数の同僚に照会をしたものの回答が得られない上、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者を記憶している者はいなかったため、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者が記憶している同僚4名のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和37年2月1日であることが確認できる上、当該同僚のうち1名は、請求期間①において、当該事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できる。

2 請求期間②について、請求者は当該期間においてC社に勤務したと主張している。

しかしながら、元事業主は既に死亡しており照会することができない上、複数の元従業員に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者が請求期間②にC社において勤務していたことを確認することができない。

また、請求者は、給与は固定給と歩合給から成っていたと述べているところ、当時の経理担当の役員は、歩合給のある社員は社会保険には加入させていなかった旨陳述している。

さらに、請求者が記憶している2名の同僚は、請求期間②において、C社の被保険者記録が無い上、同社の事業所別被保険者名簿においても、当該期間の整理番号に欠番は無い。

3 請求期間③について、請求者は当該期間においてD社に勤務したと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、D社は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間③当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、D社は、昭和39年3月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主は既に死亡しており照会することができない上、請求者が姓のみ記憶している同僚は連絡先が不明であり、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に同姓の者は確認できないことから、請求者が請求期間③においてD社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、D社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和38年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員に照会したものの、請求者を記憶している者はおらず、そのうち1名は、同社が適用事業所になる前は厚生年金保険料を給与から控除されていなかったと回答しており、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 4 請求期間④について、請求者は、E社に、昭和36年9月1日から継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡しており照会することができない上、E社で請求期間④前後に厚生年金保険の被保険者となっている複数の元従業員に照会したものの、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、回答のあった7名の元従業員のうち5名は、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致していると回答している。

- 5 請求期間⑤及び⑥について、請求者は、昭和37年5月1日にF社に入社し、同年10月3日に退職するまで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、F社は、請求期間⑤及び⑥当時の書類が無いため、請求者の勤務期間を確認できない旨回答している上、請求期間⑤及び⑥中に被保険者記録の確認できる複数の元従業員に照会したところ、請求者を記憶している者はおらず、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間⑤及び⑥当時の社会保険事務担当者は、「社員が入社すると、すぐに厚生年金保険に加入させていた。退職日に合わせて資格喪失の届出を行っていた。」と回答している。

- 6 請求期間⑦について、請求者は、G社において昭和38年9月30日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、H社が提出した請求者に係る従業員名簿から、請求者の雇入日は昭和37年10月4日、退職日は昭和38年2月21日であることが確認でき、当該雇入日及び退職日はオンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の資格取得日及び資格喪失日も符合している上、同名簿では請求者が健康保険証を返却したことを示す「証返」の押印が確認できる。

また、請求者が当時係長であったと記憶している同僚は、請求者のことを記憶しておらず、

係長になったのは請求期間⑦よりもずっと後である旨陳述しており、他の複数の元従業員からも、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な回答を得られない。

- 7 請求期間⑧について、請求者は、I社に昭和38年10月1日から継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者が記憶している元事業主は、I社における被保険者記録が無く、連絡先が不明であることから、請求者の勤務実態等について照会することができない上、請求者が記憶している同僚4名を含め文書照会に回答した20名の元従業員等からは、請求者の請求期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得られない。

また、請求者が記憶する同期入社であったとする同僚のI社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、請求者の被保険者資格の取得日（昭和39年7月1日）と同日であることが確認できる。

さらに、文書照会に回答のあった20名の元従業員等の回答によると、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しているとした者は4名、一致していないとした者は4名であり、I社における厚生年金保険の取扱いは、必ずしも全ての従業員が同じではなかったことがうかがえる。

- 8 請求期間⑨について、請求者は当該期間においてK社に勤務したと主張している。

しかしながら、K社は、請求者に係る資料は何も無いため、請求者の勤務実態を確認できず、厚生年金保険料を給与から控除したかも不明である旨回答している。

また、文書照会に回答した8名（請求者が記憶する同僚1名を含む。）の元従業員等は、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得られない。

さらに、文書照会に回答した複数の者は、入社後一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと回答しており、請求期間⑨当時、社会保険事務を担当していた元従業員は、厚生年金保険の加入手続を行う前に退職した従業員は多数いた旨回答している。

- 9 請求期間⑩について、請求者は当該期間においてL社に勤務したと主張している。

しかしながら、当時の代表取締役は連絡先が不明であり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、L社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、同社に係る商業登記簿謄本によると、請求期間⑩のうち、昭和42年3月3日から同年8月15日までの期間は会社成立前の期間であることが確認できる。

さらに、請求者が姓のみ記憶する同僚については、連絡先が不明であることから照会することができない。

- 10 請求期間⑪について、当時の取締役の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が

M社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の取締役は「会社が厚生年金保険に加入していないので、国民年金に加入した。」と回答しているところ、当該取締役は請求期間⑩について、国民年金保険料が納付済みとなっていることがオンライン記録により確認できる。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、M社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、M社の元代表取締役及び請求者が姓のみ記憶する同僚については、連絡先が不明であることから照会することができない。

- 11 請求期間⑪について、請求者は、N社に、昭和 45 年 8 月 1 日から継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、N社は、昭和 46 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間⑪当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、N社は、昭和 49 年 2 月 28 日に適用事業所ではなくなっている上、元事業主に照会したものの回答が得られず、請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

加えて、元事業主及び請求者が記憶している同僚 7 名は、全員がN社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 8 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち 1 名は、請求期間⑪の一部において別の事業所の厚生年金保険の被保険者となっている記録が確認できる。

- 12 請求期間⑫について、請求者は、O社に、昭和 47 年 12 月 26 日から継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間⑫当時のO社の営業部次長は、「会社の経営状態は楽でなかった上、営業員はすぐに退職する者も多く、社会保険の加入手続は表面上は採用後すぐとなっていたが、実際にはすぐには加入させていなかった。」と回答している。

また、元事業主は病气療養中のため照会することができないことに加え、請求者が記憶している同僚及び請求期間⑫において被保険者記録がある元従業員に文書照会したところ、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、事業所名は不明であるものの、請求者のO社に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者期間と符合する。

- 13 請求期間⑬について、請求者は当該期間においてP社に勤務したと主張している。

しかしながら、元代表取締役は既に死亡しており照会できず、当時の取締役 3 名に照会したものの、回答のあった 1 名は請求者を記憶していないなど、具体的な回答は得られない上、請



求者が記憶している同僚は連絡先が不明であるため、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、P社は厚生年金保険の適用事業所でなかった上、元代表取締役は、請求期間⑭は国民年金被保険者であり、当該期間の大部分の国民年金保険料を納付している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑭のうち昭和53年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる上、昭和50年5月及び同年12月の国民健康保険税納税通知書並びに昭和51年10月及び同年11月の国民健康保険税領収証書を所持している。

14 請求期間⑮について、請求者は、当該期間においてQ社に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、Q社は、請求期間⑮より前の昭和48年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当該期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が記憶している複数の同僚については、Q社において厚生年金保険の被保険者であったこと、又は請求期間⑮において同社の被保険者であったことを確認することができない。

さらに、請求者は、オンライン記録によると、請求期間⑮は国民年金被保険者期間であり、当該期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

15 請求期間⑯について、雇用保険の記録から、請求者は当該期間のうち昭和53年12月1日から昭和54年1月27日までR社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者が所持している昭和54年1月分の「給料支払明細書」によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、元事業主は既に死亡しており照会できず、請求期間⑯に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの回答が得られないため、請求者が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

また、R社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者が記憶している同僚1名は、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、同名簿において、当該期間に整理番号の欠番は無い。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間⑯は国民年金被保険者期間であり、当該期間の一部は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

16 請求期間⑰について、請求者は、昭和54年4月1日から昭和56年4月26日まで、S社に勤務していたと主張しているところ、請求者の雇用保険の加入記録及び請求者が提出した「昭和54年分給与所得の源泉徴収票」により、請求者は、当該期間の一部について同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、元事業主は、請求期間⑰当時は、2か月間の試用期間があり厚生年金保険に加入させていないと思うと回答している上、複数の元従業員も、試用期間があったと回答していることから、S社においては、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、元事業主は、当時の資料が残っておらず、請求者の請求期間⑰に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できない旨回答している。

さらに、請求者から提出された「昭和54年分給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」欄の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（翌月控除と仮定）から試算した社会保険料額とほぼ一致することから、請求期間⑰に係る厚生年金保険料は当該源泉徴収票の社会保険料に含まれていないものと考えられる。

17 請求期間⑱について、請求者は、S社において、昭和56年4月25日まで勤務したと主張している。

しかしながら、S社の元事業主は、当時の資料が残っておらず、請求者が当該期間に勤務していたことを確認できない旨回答している上、請求者を記憶しているとする当時の経理事務担当者は、「請求者は営業社員であり、昭和54年から昭和55年までに入社した営業社員で昭和56年4月まで残った人は誰もいなかったと思う。」と回答していることから、請求者の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、c公共職業安定所からの請求者に係る雇用保険失業給付金の支給状況についての回答によると、請求者は、資格決定年月日である昭和55年3月3日から支給最終日の同年9月5日までは失業状態であったことが確認できることから、当該期間はS社に勤務していなかったことが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、請求者は昭和55年2月20日にS社を離職した記録となっており、請求者の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る記録と近似している上、オンライン記録によると、請求期間⑱のうち大半の期間（昭和55年4月から昭和56年3月まで）が国民年金保険料の申請免除期間となっていることが確認できる。

18 請求期間㉑について、請求者は、T社において昭和60年3月31日まで勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者のT社の離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和59年3月11日）の前日である昭和59年3月10日であることが確認できる上、元従業員13名の雇用保険の加入記録を調査したところ、13名全員の雇用保険の離職日も、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の前日となっていることが確認できる。

また、c公共職業安定所からの請求者に係る雇用保険失業給付金の支給状況についての回答によると、請求者は、資格決定年月日である昭和59年3月26日から支給最終日の同年11月27日までは失業状態であったことが確認できることから、雇用保険失業給付金を受給している期間はT社に勤務していなかったことが確認できる。

さらに、元事業主は連絡先が不明であり、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認することができない上、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、T社は昭和59年3月15日から適用事業所ではなくなっているため、請求期間⑱のほとんどが、適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、請求者は、d市の回答により、請求期間⑱のうち、昭和59年3月16日以降は国民健康保険に加入していることが確認できる。

19 請求期間⑳について、請求者は当該期間においてU社に勤務したと主張している。

しかしながら、元代表取締役は、「会社は解散し、資料が残っていないため、請求者の勤務期間を確認することができない。」と回答している上、請求者に係る雇用保険の記録も確認できないため、請求者のU社における勤務実態を確認することができない。

また、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、U社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、元代表取締役も「適用事業所ではなかったため、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

さらに、元代表取締役は厚生年金保険料を給与から控除していない旨回答している上、請求者は、d市の回答により請求期間⑳において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

20 請求期間㉑について、請求者が記憶している同僚1名のV社に係る厚生年金保険の被保険者記録から、期間の特定はできないものの、請求者が、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、複数の元従業員に照会したものの、請求者の請求期間㉑における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる具体的な回答を得ることができない上、複数の元従業員は、勤務形態を承知していないが社会保険に加入していない者がいたと陳述している。

また、V社に係るオンライン記録において、請求期間㉑に整理番号の欠番は無い上、請求者は、d市の回答により当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

21 請求期間㉒について、請求者は、雇用保険の加入記録から、昭和62年8月8日から平成3年1月23日までW社に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、昭和62年10月4日に業務上の自動車事故を起こし、その後は退職までW社に出勤しておらず、その間は労働者災害補償保険法に基づく休業補償を受給し、同社から給与は支給されていなかった旨陳述している。

また、請求期間㉒当時の元事業主から文書照会に対する回答が得られない上、回答のあった3名の元従業員は、いずれも請求者を記憶していないため、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

さらに、W社に係るオンライン記録において、請求者がe係として記憶する同僚と同姓の者を確認することができない。

加えて、請求者は、d市の回答により請求期間㉒において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

22 このほか、請求者は、請求期間⑳を除く請求期間全てにおいて、当時の給与明細書等を所持

していない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①から②までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。